



5月は消費者月間 かしこい消費者になろう!



催眠商法

催眠商法の手法

空き店舗等で、日用品や食料品を無料で配るからと人を集め、閉切った会場内を熱狂的な雰囲気盛り上げ「買わないと損だ」という一種の催眠状態を作り出し、高額な商品(市価より高額)を買わせようとする商法です。

消費者が雰囲気酔った状態で商品の購入することになるため、後で品質、価格等について販売業者とトラブルになりやすく、臨時の会場での販売になるため、業者の所在がわからず、返品ができないなどのトラブルが起こりやすいという問題があります。高齢者からの相談が圧倒的に多いのも特徴です。

会場に行かないのが一番。景品につられると、相手のペーシに巻き込まれます。

契約してしまったが解約したい

訪問販売などで契約した後、冷静に考えると必要がない、または支払いが大変と気づいた...

そんなときは、クーリング・オフ制度があり、契約書面を受け取った日から8日以内マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内)であれば、消費者から無条件で申込の撤回や契約の解除をすることができます。

クーリング・オフをすると、支払った代金は全額返金され、

資格商法

資格商法の手法

「受講するだけで簡単に資格が取れる」もつず、国家資格になる「などと根拠のない説明をして、しつこく職場へ勧誘の電話をかけ、講座や教材の契約をさせようとする商法です。

消費者が曖昧な返事をすれば契約の成立を主張して強引に契約書類を送りつけたりと、問題のある勧誘を行ないます。最近では、以前受講した講座について、「契約が終了していない」などと説明し、新たな契約をさせる手法や、対象者リストから名前を抹消し、他の業者から勧誘電話が来ないようにしてあげますよ」と高額な手数料を要求するといった「二次被害」が多くなつて

受け取った商品は事業者の負担で引き取らせることもできます。

また、クーリング・オフの期間が過ぎた場合でも、勧誘方法や商品、サービスの内容に不当なものや、親の同意のない未成年者の契約は解約できる場合もあります。

クーリング・オフの手続きは、必ず書面でおこない、簡易書留または、内容証明郵便で事業者に郵送してください。なお、商品や取引条件によってはクーリング・オフできない場合もあります。

気がつけば被害者?

います。アドバイス

話を聞くほど相手のペーシに巻き込まれ電話を切れなくなり、必要なければ「お断りします」とはっきり断わり早めに電話を切りましょう。興味があっても、その場で即答せず、よく考えましょう。契約書面を受け取った日から8日間以内はクーリング・オフによる無条件解約ができます。

訪問販売・点検商法

訪問販売には、業者の強引な勧誘や、長時間にわたる勧誘など問題となるケースがあります。

その中でトラブルの多いものが点検商法です。業者は、屋根・外壁・床下・水道・布団・消化器などを「無料で点検をしてあげます」と訪問してきます。そして点

検した後、実際は違つのに「このまま放っておくと危険だ」などと不安をあおるようなことをいい、工事契約や商品・サービスの購入を迫ります。

アドバイス
すぐに契約はせず、知り合いの業者や信頼の置ける業者に見てもらい本当に危険な状態なのか、工事が必要かを確認しましょう。

工事を依頼するときは複数の業者から見積もりを取ってから決めましょう。

クーリング・オフの期間内であれば、工事が始まっているても契約を解除できます。

地域で取り組もう

家族だけでなく、地域の人や高齢者と日頃接する方が心がけが、高齢者を被害から守ります。「いりません」「かえってください」とはっきり断ることの大切さを、日頃から高齢者に伝えましょう。

契約の心得5ヶ条

契約をする前にもう一度確認を。

契約O.K.?

- け** けじめが大事
買う買わないをはっきりと言いましょう。
- い** いつもメモする相手の言葉
契約書、パンフレットや資料、メモは保管しておきましょう。
- や** やさしく教えて内容を
わからないことは、理解できるまで質問しましょう。
- く** くだい説明、要注意!
メリット(長所)ばかり強調していませんか?
- O.K.** O.K.出したら自分の責任
「買う」の意思表示、署名、捺印は慎重に!

クーリング・オフ通知記載例

通知書	契約年月日	平成 年 月 日
商品名		
契約金額		円
販売会社名	株式会社	営業所
担当者	氏	
右記契約は解除します。なお、支払い済みの円を返金し商品をお引き取りください。		
平成 年 月 日		
下田市 町 番地 氏名		

気軽に「いいえ、いいえ」!

消費生活相談窓口を ご利用ください

消費生活上の悪質業者とのトラブルは、年々巧妙になり、被害にあつたあとでは、その処理が非常に難しくなります。トラブル回避のために、ぜひ、事前に情報を収集しましょう。

市では、消費生活相談窓口を開設しています。被害にあつたあとの相談はもとより、被

消費生活相談

開催日時
毎月3のつく日
(3日・13日・23日)

当日が祭日の場合はその日
後において、その日に最も近い休日でない日
午前10時～午後3時
場所 市役所会議室
相談員 平野陽子さん

問合せ先

産業振興課

☎23914